

長岡市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき出資団体監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成28年10月24日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	五井文雄

1 監査の対象

公益財団法人 長岡市国際交流協会

2 監査の範囲

平成27年度及び平成28年度出納その他の事務の執行状況

3 監査の期間

平成28年9月21日から9月30日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、会計帳簿・証拠書類の照合とともに、その他の事務の執行について必要と認める監査を実施しました。

5 監査の結果

適正に処理されていました。